

令和5年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業 公募に関する質問と回答 (FAQ)

令和5年1月13日版

※ 本FAQは今後、追記・修正等を行う場合がありますので、適宜、ご確認下さい。

(注) 文中で「本モデル事業」という場合は、環境省が実施する「令和5年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」を指します。

単に「事業」という場合は、本モデル事業の採択後に各地方公共団体で実施されることを想定している事業を指します。

目次

【1. 全体について】	3
Q1-1 都道府県と当該都道府県下の市区町村が共同で応募することは可能ですか。	3
Q1-2 都道府県と都道府県や、都道府県をまたいだ市区町村などが共同で応募することは可能ですか。	3
Q1-3 企業やNGO等の団体が本モデル事業に応募することはできますか。	3
Q1-4 共同実施者に法人格は必要でしょうか。	3
Q1-5 採択後に環境省から資金的支援を受ける場合の資金の流れを教えてください。	3
Q1-6 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者に対する資金的支援の資金の流れはどのようになりますか。	4
Q1-7 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者と、環境省が別途契約を行う請負者の役割分担はどのようになるのでしょうか。	4
【2. 応募申請書様式「【3】地域における熱中症対策の事業実施にあたって」について】	4
Q2-1 「(4)地域の課題」はどの程度具体的に(定量的に)記載する必要がありますか。	4
【3. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」について】	4
Q3-1 支援を受けて実施したい事業(取組)は複数書いても構わないのでしょうか。	4
Q3-2 <必須項目>に4点挙げられていますが、これはすべて事業実施計画に盛り込まなければならないのでしょうか。	4
【4. 応募申請書様式「【4】(1)熱中症警戒アラート発表時に備えた対応」について】	5
Q4-1 熱中症警戒アラート発表時に備えた対応とはどのようなことを記載すればよいのでしょうか。	5
【5. 応募申請書様式「【4】(3)庁内における横断的連絡体制の整備」について】	5
Q5-1 庁内における横断的連絡体制のイメージとは、例えばどのようなものを想定されているのか教えてください。	5
【6. 応募申請書様式「【4】(4)「クーリングシェルターの指定・開放」及び「熱中症対策に関連して地域で活動する団体との協働」についての実行可能性について】	5
Q6-1 「クーリングシェルター」とは何ですか?	5
Q6-2 「熱中症対策に関連して地域で活動する団体」とは何ですか?	5
【7. 応募申請書様式「【4】<必須項目・選択項目以外で、モデル事業として試行・実施したい項目>について】	6

Q7-1 必須項目、選択項目以外の取組でも経費は認められるのでしょうか。	6
【8. 応募申請書様式「【4】＜事業に期待する効果と効果の指標(KPI)＞について】	6
Q8-1 「事業に期待する効果」は、定量的である必要がありますか。	6
【9. 応募申請書「4. 2 想定経費」について】	6
Q9-1 「必要な経費」とは、どのような用途に対して認められるのでしょうか。	6
Q9-2 応募時に、必要な経費をすべて計上しなければならないのでしょうか。	6
Q9-3 エアコンの設置等のハード面での整備に関する対策は対象になるのでしょうか。	6
Q9-4 人件費は認められますか。	6
Q9-5 共同実施者に対する費用の負担は概算払いですか、精算払いですか。	6
【10. 応募様式「4. 3 現在の熱中症対策の取組状況・独自予算」について】	7
Q10-1 これまで実施していなかったのですが、来年度予算をかけずに実施を予定している取組があるのですが、記載してよいのでしょうか。	7
Q10-2 応募する地方公共団体の予算ではなく、共同して事業に取り組むことを考えている企業や団体が独自に予算を獲得している場合は、それを記載してもよいのでしょうか。	7
Q10-3 地方公共団体において独自に獲得を予定している予算が議会の承認を得られなかった場合、本モデル事業への応募に影響はありますか。	7
【11. 応募様式「4. 4 年間スケジュール」について】	7
Q11-1 3月頃に審査委員会があるとのことですが、採択された場合、どのようなスケジュールになりますか。	7
Q11-2 中間報告書や最終報告書の提出は必須ですか。	7
Q11-3 有識者や専門家から助言を受ける必要はありますか。	7
Q11-4 令和6年2月頃の成果報告会では、実際に出席をして事業等の報告をする必要がありますか（そのための旅費の確保が必要でしょうか）。	7
【12. 応募様式「4. 5 応募概要及び参考資料」について】	7
Q12-1 参考となる資料が冊子等の場合は、郵送してもよいですか。	7
Q12-2 参考となる資料が動画の場合は、どのようにすればよいのでしょうか。	8

【1. 全体について】

Q1-1 都道府県と当該都道府県下の市区町村が共同で応募することは可能ですか。

A 可能です。その場合は、主たる地方公共団体と従たる地方公共団体を様式に沿って記載いただくとともに、それぞれの役割が分かるように応募様式の各欄（【3】以降）に記載してください。

なお、環境省が別途契約する請負者（以下、「請負者」といいます。）から支払いがなされる資金的支援については、1応募につき上限5,000千円となります。

Q1-2 都道府県と都道府県や、都道府県をまたいだ市区町村などが共同で応募することは可能ですか。

A 可能ですが、基本的には、それぞれの地域で別々に応募いただくことをお勧めします。あくまで本モデル事業の趣旨は、各地方公共団体がそれぞれの地域特性を踏まえた上で、それぞれの地域に必要な熱中症対策の検討や計画づくり等を行っていただくことです。

したがって、全く地域特性が違う地域が共同で応募する場合には、その必要性、それぞれの地方公共団体の役割分担、どのように連携するのか、について具体的に記載してください。

（例：令和5年夏の各地域での取組についての経験をお互いに共有するためのイベントを開催。会場は▲▲市が負担し、準備は◆◆町が負担、等）。

Q1-3 企業やNGO等の団体が本モデル事業に応募することはできますか。

A モデル事業の対象は地方公共団体のため、企業やNGO等の団体が直接応募することはできません。

ただし、採択された地方公共団体と連携して事業や取組を実施いただくことは可能なため、応募する地方公共団体の共同実施者となっていただくことは可能です。

また、地方公共団体が構成に含まれるのであれば、法人格のないコンソーシアムや協議会、会議体などの形式で応募いただくことが可能です。

Q1-4 共同実施者に法人格は必要でしょうか。

A 必ずしも法人格は必要ありません。ただし、当該共同実施者が資金的支援を受けて事業や取組を行う場合、採択後に環境省が別途契約を行う請負者と共同実施者の間で必要な契約を行うことで、共同実施者に対する人的・資金的支援を行うことになるため、当該契約を結ぶ主体である必要があります。

なお、応募予定の共同実施者が設立中である場合には、別途既に存在している共同実施者を主、設立中のものを従として「【2】共同で事業を実施する団体・企業等」に記載して下さい。後日商業・法人登記書類などの提出を求める場合があります。

Q1-5 採択後に環境省から資金的支援を受ける場合の資金の流れを教えてください。

A 本モデル事業における環境省からの資金的支援は、補助金ではありません。

したがって、環境省が別途契約を行う請負者と必要な契約を行っていただき、必要な資金を請負者が負担することを想定しています。

Q1-6 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者に対する資金的支援の資金の流れはどのようになりますか。

A 採択後に、環境省が別途契約を行う請負者と相談いただき、請負者と共同実施者の間で必要な契約を行うことで、共同実施者が行う事業や取組に必要な資金を、請負者が負担します。

Q1-7 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者と、環境省が別途契約を行う請負者の役割分担はどのようになるのでしょうか。

A 環境省が別途契約を行う請負者は、必要に応じて、事業や取組、中間報告書や最終報告書の作成等の支援を行います(ただし、請負者が支援できる範囲には限りがあります)。

地方公共団体と共同で応募する共同実施者は、当該地方公共団体と相談しながら、役割を決定し、当該地方公共団体とともに共同で本モデル事業の実施していただく企業や団体等を想定しています。

請負者は、一定の範囲内で、当該地方公共団体だけでなく、その共同実施者も必要に応じて支援することが可能です。

【2. 応募申請書様式「【3】地域における熱中症対策の事業実施にあたって」について】

Q2-1 「(4)地域の課題」はどの程度具体的に(定量的に)記載する必要がありますか。

A ご応募をいただく段階では、必ずしも定量的に記載いただく必要はありません。問題・課題であると考えていることを記載してください。もちろん定量的に記載できるのであれば記載いただいても構いません。

(例: 当市では搬送者数に占める高齢者の割合が〇〇%で、特に単身高齢者への働きかけが不十分である、等)

【3. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」について】

Q3-1 支援を受けて実施したい事業(取組)は複数書いても構わないのでしょうか。

A 事業(取組)については、複数記載可能です。ただし、1つの応募につき人的支援・資金的支援のどちらにも上限があることに留意ください。場合によっては、事業(取組)の内容に関して条件付きでの採択とさせていただく場合や、採択後に調整させていただく可能性があります。

また、事業や取組に対して、どのような支援を受けたいのかについても、できるだけ具体的に記載してください。事務局から確認の連絡をさせていただく場合があります。

Q3-2 <必須項目>に4点挙げられていますが、これはすべて事業実施計画に盛り込まなければならないのでしょうか。

A (1)から(4)の4項目はすべて事業実施計画に盛り込む必要があります。ただし、<選択項目>での記載内容によって(4)は省略できることとします。

(例)

<選択項目>で(5)「クーリングシェルターの指定・開放」を選択する場合、(4)では「地域で活動する団体との協働」の実行可能性の検討に関することのみ記載してください。

<選択項目>で(6)「地域で活動する団体との協働」を選択する場合、(4)では「クーリングシェルターの指定・開放」の実行可能性の検討に関することのみ記載してください。

<選択項目>で(5)及び(6)を両方選択する場合、(4)への記載は不要です。

【4. 応募申請書様式「【4】(1) 熱中症警戒アラート発表時に備えた対応」について】

Q4-1 熱中症警戒アラート発表時に備えた対応とはどのようなことを記載すればよいのでしょうか。

- A まず、熱中症警戒アラートが発表された場合に、どの部局が、どういうタイミングで、どのように住民に知らせるかなど、の具体的内容を記載ください。
既に対応する体制やしきみが整備されている場合には、現状の取組を記載してください。

【5. 応募申請書様式「【4】(3) 庁内における横断的連絡体制の整備」について】

Q5-1 庁内における横断的連絡体制のイメージとは、例えばどのようなものを想定されているのか教えて下さい。

- A まず、地方公共団体内の関係者としては、健康・保健・福祉部局、環境部局、防災部局、教育委員会、子ども・保育関係部局、労働関係部局、産業関係部局等、様々な組織が考えられます。
これらの連携体制としては、部局横断的な会議体、首長の下に関係部局が集まる体制、いずれかの部局が何らかの責任・権限を与えられる体制や庁内の職員が任意で集まり対策を検討するプロジェクトチームのような体制を結成することなどが考えられます。
住民の方々のために実際に機能する組織体制を構築していただく必要があります。
既に対応する体制やしきみが整備されている場合には、現状の取組を記載してください。

【6. 応募申請書様式「【4】(4)「クーリングシェルターの指定・開放」及び「熱中症対策に関連して地域で活動する団体との協働」についての実行可能性について】

Q6-1 「クーリングシェルター」とは何ですか？

- A 顕著な高温発生時は熱中症リスクが高まるため、エアコン等の冷房設備が整っている場所を地域であらかじめ確保することを想定しており、これを「クーリングシェルター」と呼んでいます。
具体的には、既存の公共施設(役所本庁舎、支所、図書館や公民館等)や民間施設(ショッピングセンターやモール等)が挙げられます。
第1回熱中症対策推進検討会(令和4年11月28日)の資料5をご参照ください。
https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/doc05.pdf

Q6-2 「熱中症対策に関連して地域で活動する団体」とは何ですか？

- A 地域において、熱中症対策に関する普及啓発、戸別訪問、見守り活動といった適切な活動を行う民間団体(民間企業、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人やボランティア

ア団体等)を想定しています。

第1回熱中症対策推進検討会(令和4年11月28日)の資料6をご参照ください。

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/doc06.pdf

【7. 応募申請書様式「【4】<必須項目・選択項目以外で、モデル事業として試行・実施したい項目>について】

Q7-1 必須項目、選択項目以外の取組でも経費は認められるのでしょうか。

A 必須項目のすべて、選択項目のうち1つ(以上)を実施するという前提の上で、さらに独自の熱中症対策の取組を行っていただいても全く問題ありません。経費も当然認められます。

【8. 応募申請書様式「【4】<事業に期待する効果と効果の指標(KPI)>について】

Q8-1 「事業に期待する効果」は、定量的である必要がありますか。

A 定量的に記載することができれば理想的ではありますが、必ずしも定量的である必要はありません。令和5年夏に実施した事業や取組については、その効果を検証いただき、最終報告書に記載していただく必要がありますので、アンケートやヒアリングなど、何らかの方法での効果検証を実施してください。

【9. 応募申請書「4.2 想定経費」について】

Q9-1 「必要な経費」とは、どのような用途に対して認められるのでしょうか。

A 公募要領「5.(2)対象経費」をよくご確認ください、ご応募をお願いいたします。個別に判断が難しい場合には、公募要領「9.提出及び問合せ先」にご遠慮なくご連絡ください。

Q9-2 応募時に、必要な経費をすべて計上しなければならないのでしょうか。

A 細かな項目までは必要ありませんが、大まかな経費は計上いただく必要があります。採択後に、環境省及び請負者と相談の上、詳細を定めます。

Q9-3 エアコンの設置等のハード面での整備に関する対策は対象になるのでしょうか。

A 資金的支援において対象になる経費として、エアコン等備品の購入は認めておりません。公募要領の「5.(2)対象経費」をよくご確認ください、ご応募をお願いいたします。

Q9-4 人件費は認められますか。

A 地方公共団体の職員の人件費は対象となりませんが、それ以外に事業に直接従事した者の人件費で主体的に担当する者の経費が対象となります。詳しくは、公募要領の「5.(2)対象経費」の人件費の欄をご確認ください。

Q9-5 共同実施者に対する費用の負担は概算払いですか、精算払いですか。

A 基本的に概算払いを想定しています。詳細については、採択後に、環境省が別途契約を行う請負者と調整いただくこととなります。

【10. 応募様式「4. 3 現在の熱中症対策の取組状況・独自予算」について】

Q10-1 これまで実施していなかったのですが、来年度予算をかけずに実施を予定している取組があるのですが、記載してよいでしょうか。

A 記載をお願いいたします。

Q10-2 応募する地方公共団体の予算ではなく、共同して事業に取り組むことを考えている企業や団体が独自に予算を獲得している場合は、それを記載してもよいでしょうか。

A 記載をお願いいたします。

Q10-3 地方公共団体において独自に獲得を予定している予算が議会の承認を得られなかった場合、本モデル事業への応募に影響はありますか。

A 予算が獲得できなかったことだけをもって採択の可否には影響をいたしません。あくまで、ご応募をいただく内容を総合的に勘案し審査いたします。

【11. 応募様式「4. 4 年間スケジュール」について】

Q11-1 3月頃に審査委員会があるとのことですが、採択された場合、どのようなスケジュールになりますか。

A 採択された場合、4月からすぐにモデル事業を開始できるように、当該地方公共団体における準備を進めていただきながら、4月以降早急に、環境省及び環境省が別途契約を行う請負者と相談の上、より詳細な年間スケジュールを作成し実際にモデル事業を開始いただくこととなります。

Q11-2 中間報告書や最終報告書の提出は必須ですか。

A 必須です。なお、環境省が別途契約を行う請負者が作成の支援をすることが可能です。

Q11-3 有識者や専門家から助言を受ける必要はありますか。

A 必須ではありませんが、ぜひ、計画等をよりよいものにするため、知見を求めていただければ幸いです。助言をいただける有識者に心当たりがない場合は、採択後に、環境省や請負者にご相談いただくことも可能です。

Q11-4 令和6年2月頃の成果報告会では、実際に出席をして事業等の報告をする必要がありますか（そのための旅費の確保が必要でしょうか）。

A 現時点ではweb会議で参加いただきご報告いただく形を想定しておりますが、実際にどのような形をとるか（直接出席いただくか、web会議で参加いただくか、あるいは書面の提出だけで可とするか等）は現時点では決定していないため、採択後に、詳細を連絡させていただきます。

【12. 応募様式「4. 5 応募概要及び参考資料」について】

Q12-1 参考となる資料が冊子等の場合は、郵送してもよいですか。

A 応募書類を環境省が設置する審査委員会の委員に配布する必要があるため、可能な

限り応募申請書の添付書類として電子データにて提出をお願いいたします。電子データで提出できない場合は、公募要領「**9. 提出及び問合せ先**」にご相談ください。

Q12-2 参考となる資料が動画の場合は、どのようにすればよいでしょうか。

A HP 等で視聴できる場合は、その URL をお示し下さい。HP 等で公表していない場合は、公募要領「**9. 提出及び問合せ先**」にご相談ください。